

杉並区工事施行適正化推進要領

平成 15 年 3 月 6 日 杉都土建発第 190 号

平成 21 年 5 月 13 日 21 杉並第 8633 号

平成 26 年 3 月 24 日 25 杉並第 66106 号

平成 28 年 5 月 31 日 28 杉並第 11991 号

令和 4 年 12 月 26 日 4 杉並第 56144 号

令和 6 年 9 月 30 日 6 杉並第 38572 号

令和 7 年 1 月 22 日 6 杉並第 74503 号

令和 7 年 2 月



杉並区

1. 目的

本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年総務省・財務省・国土交通省告示第 1 号。以下「適正化指針」という。）に基づき、杉並区が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象

監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の専任に関する確認は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項に該当する工事（請負金額が 4,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000 万円以上のもの。）について行う。

なお、法第 26 条第 3 項ただし書の規定による監理技術者等の専任に関する特例（以下「専任特例」という。）に該当する場合、同一の監理技術者又は主任技術者が兼務できる現場の数は建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「政令」という。）第 30 条に定める数とする。

また、法第 24 条の 8 の規定により作成等が義務付けられている施工体制台帳等に関する確認は、適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えられて適用される工事（金額にかかわらず、受注者が下請負契約を締結したもの。）について行う。

3. 確認事項

適正化法及び適正化指針に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負を排除するために、発注者が監督業務等において把握することとされている事項等について確認する。

4. 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認

（1）入札前の確認

ア 資格の確認

契約担当者は、工事案件の契約を締結しようとするときは、入札参加希望者等に「工事希望票兼監理技術者等調書」（以下「調書」という。）の配置予定技術者欄に配置を予定している主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を記入させる。

配置予定技術者が監理技術者の場合には、「監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）（写）」と「国土交通大臣登録講習実習機関の講習（以下「登録講習」という。）修了」を確認する。

配置予定技術者が主任技術者の場合には、主任技術者としての資格要件を備えているかを確認する。

なお、一般競争入札においては「一般競争入札参加資格確認申請書」を調書とみなす。

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認

契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者が入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）において、申込者と3か月以上の雇用関係があることを書類等（住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し、発注者支援データベースシステム（以下「DB システム」という。）等）により確認する。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）又は登記簿の謄本等により確認ができるものに限る。）があった場合には、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係があるとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はそのおそれにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

ウ 専任できることの確認

契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者について、DB システムの活用等により、その者について当該工事の監理技術者等として専任できることを確認する。

エ 任意指名する場合の指名前確認

契約担当者は、業者を任意に指名する場合も、指名前に DB システム等を活用して当該業者が専任の監理技術者等を配置できるかどうかについて確認する。

オ 任意指名した場合の指名後確認

契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認する。

カ 専任について疑義がある場合の確認

契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認する。

（2）入札後・契約締結前の確認

ア 契約担当者は、落札予定者から提出された積算内訳書の内容確認を行うと

ともに、調書に記載された配置予定技術者に変更が無いか確認する。また、配置予定技術者が当該工事の監理技術者等として専任できることを DB システムの活用等により再度確認する。

イ 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、新たな配置予定技術者の変更理由書（様式随意。ただし、契約書に記名押印する名義及び印（契約書が電磁的記録による場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票に押印されている印（使用印又は代理人印の登録がある場合は使用印又は代理人印））を使用させるものとする。）及び確認書類を提出させ、監理技術者等の専任の確保、かつ、恒常的な雇用関係が確認できるときは、配置予定技術者の変更を認める。

ただし、総合評価方式による入札の場合、配置予定技術者の変更は原則認めないものとするが、あらかじめ発注公告文において指定した条件を満たす場合は変更を認めるものとする。

なお、契約担当者は、落札者と変更される配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係を（１）と同様に確認する。

5. 工事着手時の監理技術者等の確認

（１） 監督員は、請負者に監理技術者等の C O R I N S（工事实績情報サービス）への登録に際し、登録内容を事前に確認した上で登録を指示する。また、（財）日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書の写しの提出を指示し、C O R I N S に内容が正しく登録されていることを確認する。

（２） 監督員は、各工事の契約書の定めにより請負者から提出される「現場代理人及び主任技術者等通知書」により、現場代理人については配置できることを、主任技術者又は監理技術者については、工事一件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は、9,000 万円）以上で専任を要する工事の場合は、専任できることを確認する。

なお、専任特例の場合の監理技術者又は主任技術者においては、専任でなくともよい。ただし、同一の監理技術者又は主任技術者が兼務できる現場の数は政令第30条で定める数とする。

（３） 監督員は、請負者から通知された現場代理人については雇用関係を、監理技術者等については雇用関係及び資格要件等を、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証（登録講習又は指定講習の修了証）、雇用関係を示す書類及び経歴書等により確認する。

（４） 上記（１）（２）（３）の確認の結果、疑義がある場合、工事主管課長は現場代理人の常駐や監理技術者等の専任について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、現場代理人や監理技術者等の適正な配置ができない場合、関係部署に通知する。

6. 工事施工中における施工体制の確認

(1) 施工体制台帳及び施工体系図等の確認

- ア 監督員は、請負者に施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出させる。内容の変更があった場合も同様とする。
- イ 監督員は、請負者から提出された施工体制台帳の記載事項（添付される下請負契約書の写しを含む）及び施工体系図の記載事項が下請負届の内容と一致しているか確認し、下請負工事の内容を把握する。下請負届の変更があった場合も同様とする。
- ウ 監督員等は、工事現場点検等により、請負者が施工体制台帳を現場に備えているか、施工体系図を現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか確認する。また、提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しが現場に備えてある内容又は掲示してある内容と一致しているか確認する。内容の変更があった場合も同様とする。
- エ 監督員等は、工事現場点検等により、法令又は区が定める標識等が適正に掲示されているか確認する。
- オ 監督員は、アからウにより確認した下請の次数が建築一式工事においては3次、建築一式工事を除く建設工事においては2次を超える場合は、下請契約の必要性を請負者に確認する。

(2) 現場の常駐等の確認

- ア 監督員は、監理技術者等であることを常に確認しやすいように、腕章を身につけさせ、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証等を携帯させるよう請負者に指示する。
- イ 監督員等は、工事現場点検等により、現場代理人及び監理技術者等について、配置状況、現場不在の場合の連絡体制について確認する。
- ウ 監督員等は、工事現場点検等により、請負者の下請負工事への実質的な関与（工程管理、品質管理、安全管理及び下請負業者への技術指導・監督等）について確認する。

(3) 監理技術者等の交代

監理技術者等の交代については、死亡、傷病、退職等真にやむを得ないと判断される場合に認める。

さらに、以下に掲げる理由等により変更を認めるが、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保され、一定期間重複して工事現場に配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ

工事の現場が移行する時点

③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
なお、配置技術者等（現場代理人・主任技術者・監理技術者）を交代した場合、
工期を変更した場合及び請負金額が 500 万円をまたいで変更になった場合には、
監督員は、請負者に C O R I N S（工事实績情報サービス）への変更登録に際し、
変更登録内容を事前に確認した上で変更登録を指示する。また、（財）日本建設
情報総合センター発行の工事カルテ受領書の写しの提出を指示し、C O R I N S
に変更内容が正しく登録されていることを確認する。

（４）施工体制に不適切な点がある場合の対応

上記（１）（２）（３）の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、監督員は、請負者に指示書等による文書で改善の指示を行う。指示の結果、改善が見られない場合、工事主管課長は現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、関係部署に通知する。

（５）一括下請負の疑義がある場合の対応

上記（２）イ及びウの確認の結果、一括下請負の疑義がある場合、工事主管課長は、現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、関係部署に通知する。

７．検査時の確認及び成績評定時の対応

- （１） 監督員は、完了検査時等における検査員への施工内容等の説明について、請負者の監理技術者等が的確に対応しているか確認する。
- （２） 監督員は、施工体制、監理技術者等の技術力、検査対応について問題があった場合、工事成績評定報告書の各考査項目により適切に評価し、成績評定に反映させる。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 15 日 21 杉並第 8633 号）

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日 25 杉並第 66106 号）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日 28 杉並第 11991 号）

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 26 日 杉並第 56144 号）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日杉並第38572号)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年1月22日杉並第74503号)

この要領は、令和7年2月1日（以下「施行日」という。）から施行し、請負契約の時点にかかわらず、施行日後は全ての工事について改正後の基準を適用する。